

2022年4月15日
イオンフィナンシャルサービス株式会社

当社子会社に対する行政処分について

当社子会社であるイオンプロダクトファイナンス株式会社(代表取締役社長：河田和彦)は、関東経済産業局より割賦販売法に基づく行政処分(業務改善命令)を受けました。

本件に関しまして、関係者の皆さまに多大なるご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社では今回の事案を極めて重く厳粛に受け止め、今後、詳細な原因究明を進めるとともにイオンプロダクトファイナンス株式会社をはじめ当社グループ全体における法令順守の強化および社内体制に関する改善計画の実行、再発防止を徹底してまいります。

記

1. 行政処分の内容

- (1) 割賦販売法第35条の3の21第1項に基づく改善命令
- (2) 割賦販売法第35条の3の31に基づく改善命令

2. 処分内容・処分理由

イオンプロダクトファイナンス株式会社ホームページをご参照ください。

(URL:<http://www.aeonproduct-finance.jp/news/>)

以上